

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての中古車に関する施行規則
新旧対照表（変更箇所のみ抜粋）

（下線部が変更箇所）

変 更 案	現 行
第 10 条 規約第 12 条第 2 項の「車台番号」の表示は、 <u>道路運送車両法第 29 条及び第 30 条に規定された車台番号の下 3 桁以上を表示するものとする。</u>	（新設）